

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第5条の2第2項（同法第6条第6項、第7条第4項、第11条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第1条第1項の規定に基づき、公示する。

令和4年12月6日

農林水産大臣 野村 哲郎  
記

- 1 日時 令和4年12月16日午前10時から
- 2 場所 東京都千代田区九段南2丁目1番5号  
農林水産省三番町共用会議所
- 3 意見を聴こうとする事項
  - (1) 輸出国における栽培地検査の対象とする検疫有害動物のうち、1種についての寄主植物を見直すことについて（規則第5条の4第1項及び別表1の2関係）
  - (2) 輸入を禁止する植物に係る検疫有害動物のうち、1種についての発生地域の表記を見直すことについて（規則第9条第1号及び別表2関係）

- (3) 輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動物のうち、13種についての発生地、寄主植物等を見直すことについて（規則第9条第2号及び別表2の2関係）
- (4) 国内における移動を制限する植物に係る検疫有害動物のうち、1種についての寄主植物を見直すことについて（規則第35条の2、第35条の4第1項及び別表3関係）
- (5) 農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を見直すことについて（規則第5条の2及び別表1関係）
- (6) 植物防疫法の一部を改正する法律（令和4年法律第36号）による改正後の植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「新法」という。）の規定に基づき、輸出国における栽培地検査の対象とする検疫有害動物を、輸出国における特定の検査の対象とする検疫有害動物として整理し、このうち16種について、輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動物に指定し直し、輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動物のうち10種について、輸出国における特定の検疫措置の対象とする検疫有害動物に指定し直すとともに、6種について、輸入を禁止する植物に係る検疫有害動物に指定し直すことについて（規則第5条の4第1項、第9条第1号及び第2号、別表1の2、2及び2の2関係）
- (7) (6)に伴い、農林水産大臣が定める基準の新設及び見直しを行うことについて
- (8) 新法に基づき、輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）及び輸出植物検疫規程（昭和25年農林省告示第231号）を見直すことについて
- (9) モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティックラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表2の1の項の輸入禁止植物から除くことについて
- (10) (9)の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて

- 4 議長 農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課防疫対策室長又は国際室長）
- 5 意見公述の手続 意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を令和 4 年12月14日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課へ、メール（koutyokai\_shokubutu@maff.go.jp）又は郵便（郵便番号100-8950東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号）にて提出すること。
- (1) 氏名、所属及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- (2) 議題に対する意見の概要（意見及びその理由）
- 6 留意事項
- (1) 議長は、5 の意見公述の手続を行った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を公述する者を代表するものとして公述人を選定することができる。
- (2) 議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することができる。
- (3) 議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。
- イ 公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合
- ロ 公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えた発言をした場合
- ハ 公述人が公述書に記載された主旨と異なることを公述した場合
- (4) 傍聴を希望する者（以下「傍聴人」という。）は、令和 4 年12月14日までに、議長（メール（koutyokai\_shokubutu@maff.go.jp））にその旨とともに、氏名、所属及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を連絡すること。
- (5) 議長は、新型コロナウイルスの感染拡大等によりオンラインによる公述又は傍聴を認める必要があると判断した場合、令和 4 年12月15日までに、公述人及び傍聴人に対してその旨を案内し、参加用の URL を送付するものとする。
- (6) 議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。
- (7) 議長は、(1) から(6) までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を採ることがある。
- 7 意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所
- [https://www.maff.go.jp/j/syoutan/keneki/kikaku/minaoshi\\_keneki.html](https://www.maff.go.jp/j/syoutan/keneki/kikaku/minaoshi_keneki.html) 又は以下に示す場所
- 農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号）
- 横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57 番地 横浜第 2 合同庁舎内）
- 名古屋植物防疫所（愛知県名古屋港区入船 2 丁目 3 番 12 号 名古屋港湾合同庁舎内）
- 神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸第 2 地方合同庁舎内）
- 門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸 1 丁目 3 番 10 号 門司港湾合同庁舎内）
- 那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番 1 号 那覇港湾合同庁舎内）
- 北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課（北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ 22 条ビル内）
- 東北農政局消費・安全部農産安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号 仙台合同庁舎内）
- 関東農政局消費・安全部農産安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地の 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館内）
- 北陸農政局消費・安全部農産安全管理課（石川県金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎内）
- 東海農政局消費・安全部農産安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸 1 丁目 2 番 2 号）
- 近畿農政局消費・安全部農産安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎内）
- 中国四国農政局消費・安全部農産安全管理課（岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎内）
- 九州農政局消費・安全部農産安全管理課（熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎内）
- 内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課（沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館内）